

田倉牛神社

～ 衛生情報 ～

- 非常事態！鳥インフルエンザ発生状況
- 農場に病原体を持ち込まないために
- 有効な消毒方法を知ろう
- 家畜の所有者が守るべき関係法令シリーズ①
～総論と家畜伝染病予防法～
- 定期報告の提出について
- 豚流行性下痢（PED）まだまだ発生中！！

～ その他 ～

- 和牛遺伝資源を守りましょう！



岡山県マスコット「ももっち」

<連絡先電話番号>

農林水産部畜産課 : 086-226-7431 岡山家畜保健衛生所 : 086-724-3880
井笠家畜保健衛生所 : 0866-84-8221 高梁家畜保健衛生所 : 0866-22-2077
真庭家畜保健衛生所 : 0867-44-2231 津山家畜保健衛生所 : 0868-29-0040
農林水産総合センター 畜産研究所 : 0867-27-3321

《発行》

岡山県農林水産部畜産課 <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/53/>
(原稿を掲載しています)

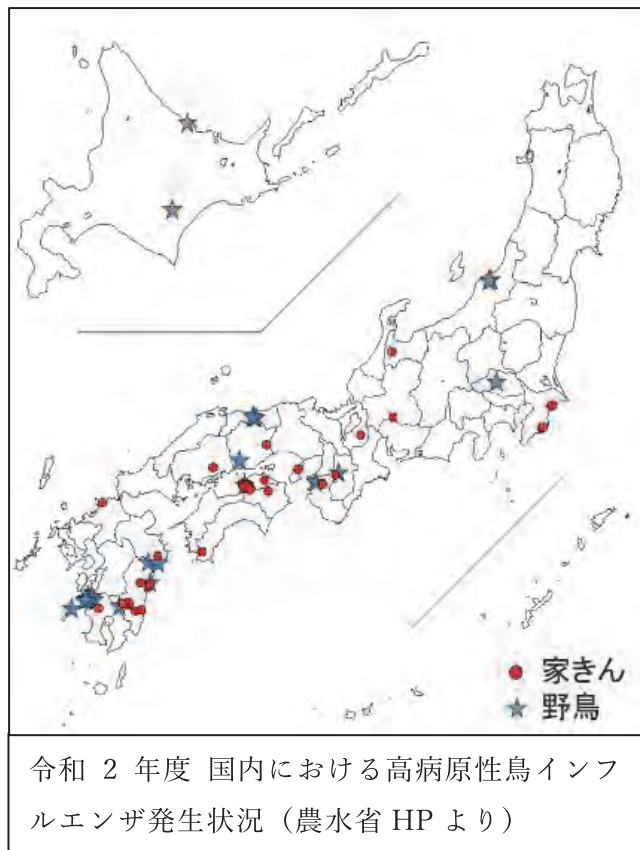


非常事態！鳥インフルエンザ発生状況

今シーズン（2020-21）は鳥インフルエンザの発生が相次ぐ非常事態です。国内の農場では、昨年11月に香川県で発生したのを皮切りに、これまでに16県で39事例発生しています（右図、1月25日現在）。県内でも、昨年12月に野鳥でウイルスが確認されたのに引き続き、農場で発生しました。例年にないペースでの発生に、養鶏農家のみなさまは不安な日々を過ごされていることと思います。

ご存じのように、鳥インフルエンザウイルスは渡り鳥によって国内に持ち込まれます。このウイルスが野生動物や、車両、靴裏等に付着し、農場に持ち込まれることで家きんが鳥インフルエンザに感染・発症します。国内各地の野鳥でウイ

ルスが確認されていることから、全国的に例年より多量の鳥インフルエンザウイルスが存在し、感染リスクが高い状況にあると考えられています。ウイルスの農場への侵入を防ぐことが、農場での鳥インフルエンザ発生を防ぐ唯一の方法で、農場・人・物・車両の消毒等により、ウイルス量を一定量以下まで減らせば、感染を防ぐことが可能です。すでに様々な対策をされていると思いますが、今一度対策をご確認ください（継続的な消毒、防鳥ネット等の管理、全ての従業員による飼養衛生管理の基本の徹底など）。また、今シーズンのウイルスは、感染してから死亡するまでの期間が長い傾向があるため、少しでも農場で異常がみられた時はすぐに最寄りの家畜保健衛生所まで通報をお願いします。また、ご不明な点、不安な点などありましたら、お気軽にご相談ください。



令和2年度高病原性鳥インフルエンザ国内発生事例について（農林水産省 HP）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r2_hpai_kokunai.html

高病原性鳥インフルエンザ発生を防止するために（農林水産省 HP）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/hpai_booklet.pdf

（畜産課）

農場に病原体を持ち込まないために

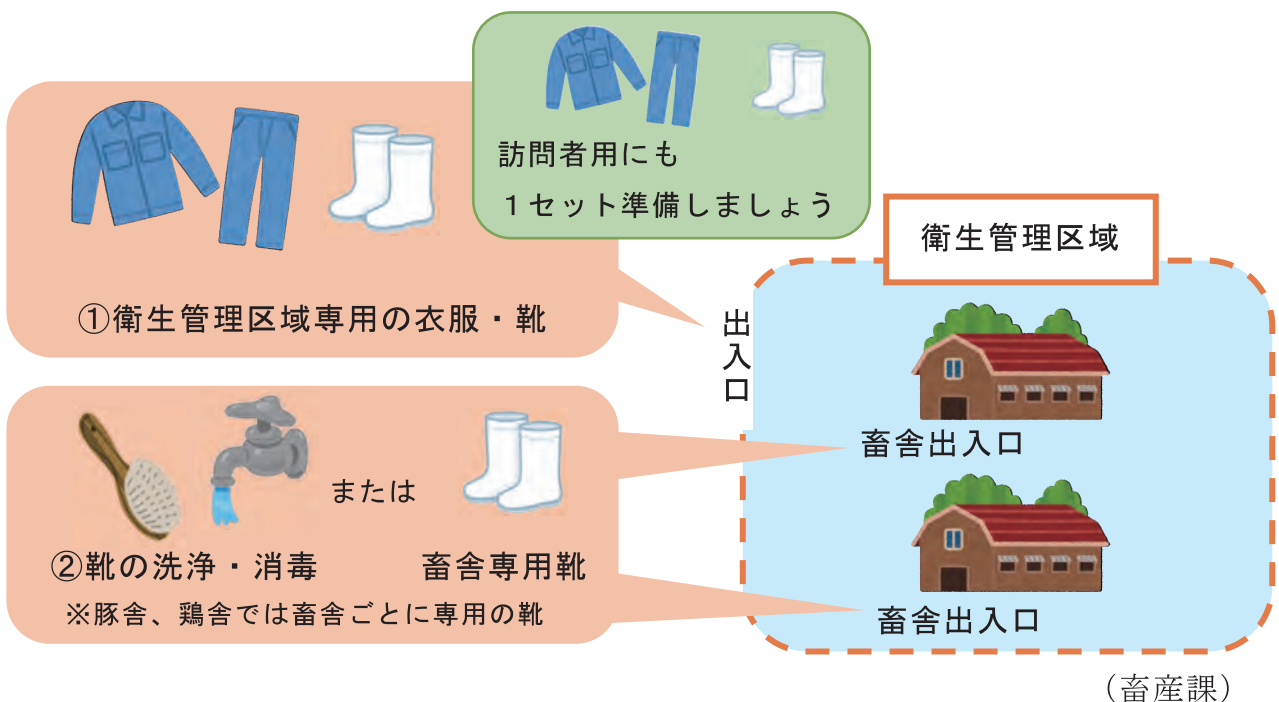
前の記事にもあったように、伝染病を発生させないための最善策は、農場に病原体を侵入させないことです。農場へ病原体が侵入する要因のひとつに、農場に出入りする人の衣服や靴に病原体が付着し持ち込まれることが挙げられます。



そのため、**①農場の衛生管理区域では専用の衣服と靴に着替え**、手指の洗浄・消毒をして、病原体を農場に持ち込まないようにしましょう。病原体が付着している可能性がある衣服や靴から衛生管理区域専用の衣服と靴に着替えることで、病原体の侵入を防止できます。

また、**②畜舎間を移動する際に畜舎の出入口などで、靴や手指を洗浄・消毒***しましょう。これにより農場外部からの病原体侵入だけでなく、農場内で病原体が拡散するのも防止できます。（※豚舎、鶏舎では畜舎ごとに専用の靴が必要です。）

これらは令和2年10月1日に改正された新しい「飼養衛生管理基準」で、すべての畜種が対象にすべての農場で遵守が求められている項目です。これまで同様、2月の定期報告で遵守状況の自己点検をする必要があります。農場の状況によって遵守が難しい場合は、衛生管理区域を家畜の管理に必要な部分だけに設定し直すなどの対策も考えられますので、お早めに最寄りの家畜保健衛生所までご相談ください。



有効な消毒方法を知ろう

昨年 12 月、岡山県美作市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。他県においても農場・野鳥からウイルス分離されており、引き続き本病の発生リスクが高い状況にあります。高病原性鳥インフルエンザを始め、他の家畜の伝染病の発生を予防するためにも、人・車両等の消毒を徹底することが重要です。

1 消毒薬の使い分け

消毒とは、細菌・ウイルス等の家畜に有害な微生物を無毒化することですが、万能な消毒薬はなく、対象となる病原体や対象物によって効き目が異なるため注意が必要です。消毒薬を選択する際は以下の表を参考にしてください。

表 対象別の消毒薬の適性について

消毒薬 (商品名)	病原体の種類による区分					消毒対象による区分					
	細菌		ウイルス ※1		コクシジウム	手指	踏込消毒槽	車両	器具 機材 畜舎 設備	敷地 (土等)	畜体 ※2
	一般細菌	芽胞菌	膜有	膜無							
逆性石けん (バコマ、アストップ、 クリアキル)	○	×	△	×	×	○	○	○	○	△	○
オルソ剤 (タナベゾール、 トライキル)	○	×	△	×	○	×	○	×	○	×	×
ヨード系 (バイオシッド、 クリンナップ)	○	△	○	△	×	○	△	×	△	×	○
塩素系 (クレンテ、ビルコン)	○	△	○	○	×	△	△	△	△	△	△
アルデヒド系 (グルタクリーン)	○	△	○	○	×	×	○	○	○	○	×
アルコール類	○	×	○	×	×	○	×	車内○	○	×	注射時○
消石灰・石灰乳	○	×	○	△	○	×	○	タイヤ○	○	○	×

判別については、○：効果有、△：消毒薬によっては不適、×：効果無、もしくは不適
 ※1 膜（エンベロープ）有：CSFウイルス、HPAIウイルス等、膜（エンベロープ）無：口蹄疫ウイルス等
 ※2 消毒薬の種類により休薬期間が発生する場合がありますので、使用にあたっては用法をよく読んでください

2 消毒薬の使用上の注意

- ・消毒液の濃度が濃すぎると安全性が損なわれ、薄すぎると効力が十分に発揮されません。消毒薬の用法に従って計量カップ等を用いて、適切な濃度に希釈してください。
- ・踏込消毒槽を使用する際は、長靴に家畜の糞尿等の有機物が付着していると消毒

液の効力が弱まるので、長靴を水洗してから使用してください。また、こまめに消毒液の交換も行ってください。厳冬期に入ると消毒液が凍るおそれがあるので、畜舎内側に消毒槽を設置する他、水に不凍液を混ぜたもので希釈する等の凍結防止措置を講じてください。

- ・塩素系の消毒薬は幅広い病原体に有効ですが、金属やゴム製品には腐食性があり、手指を痛めることもあるので、使用の際は特に注意しましょう。
- ・消石灰類を散布する場合は目や口に入らないよう、ゴーグルや防塵マスク等を着用してください。皮膚に付着したらすぐに洗い流しましょう。
- ・消石灰は水と混ざることアルカリ性となり、消毒効果を発揮します。事前に水を張った踏込槽又は逆性石けんの消毒槽等で長靴を濡らしておく等の対応をしましょう。なお、酸性の消毒薬と混ざると効果が消失しますので、併用は避けましょう。

3 飼養衛生管理基準に沿った消毒場所

衛生管理区域に出入りする際に車両や手指、靴の洗浄・消毒が必要です（図1）。

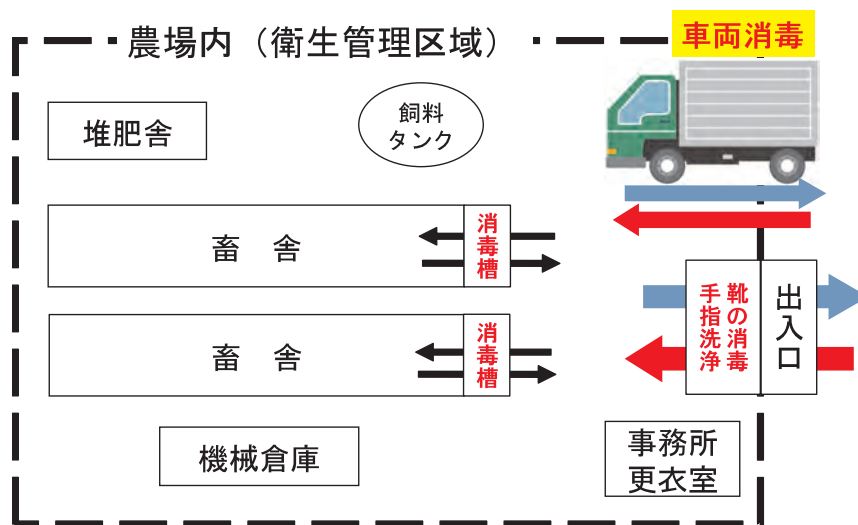


図1 農場内での人・車の出入りの際の消毒場所

消毒箇所	改正後の飼養衛生管理基準
手指	全畜種で手指の消毒が必須
靴	牛：専用靴 or 消毒 豚：専用靴 (大臣指定地域では専用衣服も必要) 鶏：専用靴

表2. 改正飼養衛生管理基準に関する衛生管理について

(1) 車両・車内の消毒

動力噴霧器等を利用して、タイヤ周りを中心に車両消毒を徹底しましょう（図2）。

運転席ペダルやフロアマット等車内の消毒には消毒薬を入れたスプレーが便利です（図3）。タイヤに付着した病原体の侵入を防ぐため、農場入口に消石灰を撒くのも有効です。消石灰は、タイヤ一回転分（およそ2メートル）の幅で帯状に散布してください。石灰帯の白色が目視で薄いと感じたら、消毒効果を保ち続けるためその都度撒き直しましょう。

飼養衛生管理基準では農場に出入りする際にも手指の消毒を行うこととなっていますので、消毒薬を入れたスプレーを車両に常備しておくとい良いでしょう。消毒薬の選択については表を参考にしてください。

※高温時には火災の元になることがあるので置く場所に注意してください。



図2 タイヤ消毒



図3 運転席ペダルの消毒

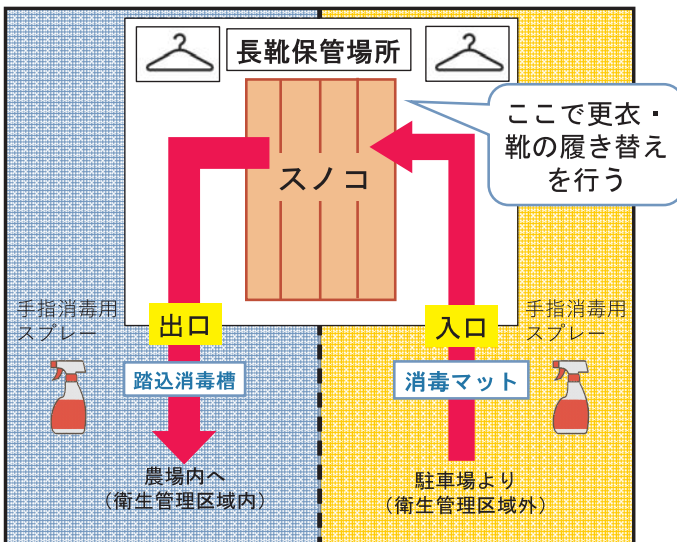


図4 衛生管理区域専用の衣服及び靴の交換、手指消毒設備について

最後に

伝染病の発生を防ぐには消毒を徹底して農場に病原体を侵入させないことが最善策です。この機会に消毒方法を見直して病気の侵入を防ぎましょう。

(津山家畜保健衛生所)

家畜の所有者が守るべき関係法令シリーズ①

～総論と家畜伝染病予防法～

前号では、改正飼養衛生管理基準の主な内容についてお伝えしました。今回は、新設項目である「家畜（家きんを含む）の所有者の責務」と、責務の一つである「関係法令の遵守」について解説します。



家畜の所有者の責務とは

家畜の所有者は、飼養している家畜について、伝染性疾病の発生予防と、発生時の周囲へのまん延防止に努める責任があります。

今回の改正で所有者は、**関係法令を守り**、農場の防疫体制（伝染病の発生予防・まん延防止等の体制）をつくり、地域の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うことと定められています。

守るべき関係法令

家畜の所有者が守るべき法律（関係法令）は下記のように複数あります。違反し、咎（とが）められたときに「知らなかった」では済まされません。

これらの重要な法律について、順次ご紹介していきますので、内容を再確認してください。重要なポイントをしっかり押さえていきましょう。

家畜衛生に関する法律

・家畜伝染病予防法

畜産環境に関する法律

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

その他の法律

- ・化製場等に関する法律 ・家畜改良増殖法
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法 ・獣医師法 等

今回は重要な法律の1つであり、飼養衛生管理基準についても定められている**家畜伝染病予防法**について説明します。

家畜伝染病予防法（家伝法）とは



1 目的と概要

畜産の振興・発展のために、伝染病が発生した場合に家畜の生産性などへの被害を防止することを目的として制定されました。防疫対象となる伝染性疾病の発生予防措置、発生した場合のまん延防止措置、動物・畜産物の輸出入検疫措置等について規定されています。

2 家畜伝染病等の定義

家畜伝染病：畜産振興の重大な障害となる疾病（28種）

高・低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、
ヨーネ病、豚熱、アフリカ豚熱 等

届出伝染病：家畜伝染病に準じる重要な疾病（71種）

牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、
オーエスキー病、鶏伝染性気管支炎 等

総称して
「監視伝染病」
といいます

3 伝染性疾病の発生予防

法第12条の3に、飼養衛生管理基準が定められており、所有者は衛生的な飼養管理等の内容を守ることが義務づけられています。発生が疑われる場合の家保への通報義務についてもこの基準内に規定されています。

また、家保が実施しているヨーネ病、高病原性鳥インフルエンザ等の検査は第5条により定められている検査で、発生を未然に防ぐことを目的としています。

4 伝染性疾病のまん延防止

家畜伝染病が発生した場合、家畜の所有者の義務として患畜等の隔離、と殺、死体の焼却または埋却、汚染物品や畜舎の消毒等について定められています。

5 手当金の交付

家畜伝染病にかかり、殺処分命令を受けたときに、手当金が交付されます。ただし、飼養衛生管理基準が守られていない場合は、手当金が減額もしくは不交付となります。

その他の関係法令については、次号以降でご紹介します。畜産関係の法令について疑問や不明点がありましたら、お近くの家畜保健衛生所までお問い合わせください。

(岡山家畜保健衛生所)



定期報告の提出について



今年も定期報告提出の時期となりました。毎年2月1日時点の状況を報告していただいておりますが、今年は飼養衛生管理基準の一部改正により、報告内容や飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検内容が増えていきますので、ご確認のうえ忘れずに報告をお願いします。

対象家畜

牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのしし・鶏・うずら・あひる（アイガモを含む）・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

報告内容

令和3年2月1日時点の状況（例年からの追加点を朱書き）

- ①家畜の所有者および飼養衛生管理者^{※1}の氏名、住所、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）、農場の住所
- ②家畜の種類と頭羽数 ③畜舎等の数 ④農場の平面図^{※2}
- ⑤飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況に関する報告^{※2}
（立入禁止看板や踏込消毒槽・車両消毒器の設置、埋却地の確保状況等）
- ⑥担当獣医師名、特定症状確認時の通報規定^{※3}



自己点検について

定期報告書の提出と併せて、飼養衛生管理基準の遵守状況について自己点検をお願いします。後日、家保職員が立入等で飼養衛生管理の状況を確認し、改善点が有れば、飼養衛生管理に反映していただきます。

※1 飼養衛生管理者：衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者

※2 ④、⑤については、小規模飼養者（次の頭羽数の家畜の飼育者）は報告不要です。自己点検についても不要です。

・牛、水牛、馬：1頭 ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満
・鶏、あひる、うずら、きじ等：100羽未満 ・だちょう：10羽未満

※3 ⑥については、大規模所有者（成牛200頭、豚3,000頭、鶏10万羽以上等）のみ報告が必要です。

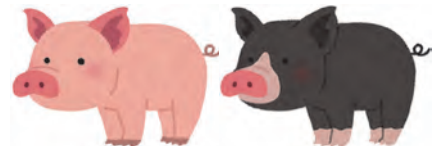
ご不明な点がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所までご相談ください。
（高粱家畜保健衛生所）

豚流行性下痢（PED）まだまだ発生中!!

PEDとは？

PED ウイルスの感染によって発症し、食欲不振と水様性下痢を引き起こす豚の伝染病で、家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定されています。PED は気温の低下する冬期に発生が増加する傾向がありますので、対策を再確認しましょう。

PED ウイルスは全ての日齢の豚に感染しますが、特に 10 日齢以下の哺乳豚に感染すると脱水により高率に死亡し、発症した哺乳豚が生き残った場合でも増体に大きく影響します。母豚に感染すると、食欲不振や下痢により泌乳の減少・停止が起こり、哺乳豚が十分な栄養を得られない場合があります。発症した場合は保温や補液などの対症療法しかないので、予防がとても大切です。



発生状況

令和元年 9 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日の間に全国で 4 県 70 農場の発生が確認されており、約 3 万頭が PED ウイルスに感染し、5,000 頭以上が死亡しています。岡山県では平成 26 年に 2 農場で発生があり、4,566 頭が感染し、44 頭が死亡しました。

予防法

PED ウイルスの感染は、糞便を介した経口感染が主で、豚の移動、人の出入り、糞便に汚染された器具などによって伝播します。ウイルスの農場内への侵入を防ぐため、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、以下の項目について再確認をお願いします。



- 農場に入る車両や機材の消毒
- 農場及び豚舎専用の履物と衣類の着用
- 導入豚の隔離、健康状態の観察
- 豚の移動後の豚舎消毒と空舎期間の設置
- 関係者以外の立ち入りの制限
- ワクチンの接種

PED は伝染力が強く、一旦農場で発生すれば甚大な被害をもたらします。ウイルスを農場内へ入れないように、対策を再確認しましょう。

< PED についての詳細はこちらをご確認ください >

農林水産省 HP「豚流行性下痢について」

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/ped/ped.html>



(真庭家畜保健衛生所)

和牛遺伝資源を守りましょう！

世界における和牛肉の需要と評価は年々高まっており、昨年の輸出額は297億円に上ります！しかし、もし品質の高い和牛肉が海外でも生産できるようになってしまうと、日本の和牛の価値が下がり、和牛経営に大きな打撃を与えることとなります。

平成30年の和牛遺伝資源の中国流出未遂事件を受けて、日本の財産である和牛を保護する2つの法律（家畜改良増殖法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律）が整備され、令和2年10月1日に施行されました。



自分たちの、そして次世代の和牛経営を守っていくためにも、法律へのご理解とご協力をお願いします。

これからの和牛精液と和牛受精卵の取扱いについて

次の3つの場合に分けて説明します。

- ① 和牛精液や和牛受精卵を生産し譲渡する場合
- ② " 利用する場合
- ③ " 流通させる場合



① 和牛精液や和牛受精卵を生産し譲渡する場合



生産した和牛精液や和牛受精卵の使用目的（肉用牛生産や改良等）や使用範囲（国内、県内等）を定め、譲渡相手と利用についての契約を結んでください。

契約は任意ですが、和牛精液や和牛受精卵の生産者が、契約により使用目的等を制限して初めて法律により保護されます。特に、自己所有の和牛から採卵し、その受精卵を譲渡する場合には相手の方と契約を結んでください。契約の締結方法については最寄りの家畜保健衛生所にご相談下さい。

県畜産研究所は定型約款を定め、生産した和牛精液や和牛受精卵を国外に持ち出す行為、肉用牛の生産及び改良目的以外での利用を禁じています。

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

(禁止事項)

第2条 利用者は、本和牛遺伝資源を使用するに当たり、次の行為をしてはいけません。

(1) 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出す行為

(2) 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

(第三者への譲渡)

第3条 利用者が本和牛遺伝資源を第三者に譲渡する場合は、利用者は当該譲渡につき、

第2条第1項第1号及び第2号に定める行為ができないことを条件として行なわなければなりません。



図1 畜産研究所の定型約款（一部抜粋）と掲載 URL コード

②和牛精液や和牛受精卵を利用する場合



①の契約により使用目的等が制限された和牛精液や和牛受精卵は、契約の範囲内で利用してください。



家畜改良事業団や各都道府県、民間授精所が生産し、国内で流通している和牛精液や和牛受精卵は、①の定型約款の形で契約の締結を進めています。契約により譲り受けた和牛精液や和牛受精卵を利用する場合には、それぞれの契約内容をしっかりと確認したうえで購入し、利用してください。

③和牛精液や和牛受精卵を流通させる場合



①により使用目的等が定められた和牛精液や和牛受精卵を第三者に譲渡する場合、契約により定められている使用目的等を譲渡先に説明することが必要です。



譲り受け時に契約により使用目的等を示された場合は、それらを譲渡する相手にも同様の内容を遵守するよう伝えてください。

◎今回の法整備によって、和牛遺伝資源の生産者が自ら契約により使用目的等を定めたものについて法律で保護し、国外への持ち出しや契約外の利用に対して、差止請求や損害賠償請求等ができるようになりました。

◎世界における和牛の希少性を高め、日本の畜産業の優位性を維持していきましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。（畜産課）